

# 看護多機能ホーム ふじっこ 料金表

利用料金表(基本料金)

(事業所番号4490100619)

R01.10.01改訂

介護度	看護小規模多機能型居宅介護費	介護保険適用額(自己負担額1割)	介護保険適用額(自己負担額2割)
要介護1	124,010円	12,401円	24,802円
要介護2	173,520円	17,352円	34,704円
要介護3	243,920円	24,392円	48,784円
要介護4	276,650円	27,665円	55,330円
要介護5	312,930円	31,293円	62,586円

## 各種加算(加算料金)

加算項目	自己負担額	備考
初期加算	30円/1日	当事業所に登録した日から起算して30日以内の期間に加算されます。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に当事業所の利用を再び開始した場合も同様に加算されます。
認知症加算Ⅰ	800円/1月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上に該当する場合には加算されます。
認知症加算Ⅱ	500円/1月	要介護2に該当し、認知症日常生活自立度Ⅱに該当する場合には加算されません。
退院時共同指導加算	600円/1月	病院又は介護老人保健施設を退院又は退所するに当たり、看護師等が退院時共同指導を行った後、初回の訪問看護サービスを行った場合には加算されます。
緊急時訪問看護加算	574円/1月	利用者等と24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行った場合には加算されます。
特別管理加算	500円/1月	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合には加算されます。
ターミナルケア加算	2,000円/1月	在宅又は当事業所で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に病院等で死亡した場合を含む)に加算されます。
総合マネジメント体制強化加算	1,000円/1月	「通い・訪問・泊まり」を柔軟に組み合わせるために、多職種が情報共有を図りながら、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取り組みを行った場合加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	640円/1月	国が定める一定要件を満たし、なおかつ介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×102/1000円	所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)×サービス別加算率(102/1000)で得た数値が自己負担額となります。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×15/1000円	所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)×サービス別加算率(15/1000)で得た数値が自己負担額となります。
若年性認知症利用者受入加算	800円/1月	若年性認知症の方を受け入れ、ご本人やそのご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合には加算されます。また、ご利用者ごとに個別の担当者を定めます。
訪問体制強化加算	1,000円/1月	全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ200回/月以上の場合加算されます。
栄養スクリーニング加算	5円/1回(6月に1回)	6ヶ月ごとに栄養状態の確認を行い、ご利用者の栄養状態に関わる情報を介護支援専門員に文章で共有した場合に加算されます。

## 介護保険の給付対象とならないサービス

項目	内容	利用料金	
食材料費	お客様に提供する食事の材料費にかかる費用です。	朝食	300円
		昼食	550円
		おやつ	100円
		夕食	550円
おむつ代	おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。	実費	
宿泊費	宿泊の介護費用以外の実費としての費用です。	室料	2,000円
複写物の交付	お客様は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。	1枚につき10円	
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活用品の購入等、お客様の日常生活に要する費用で、お客様がご負担いただく事が適当と認められる場合は、その費用をご負担いただく場合があります。	実費	
通常の事業実施区域外への送迎	通常の事業実施区域外にお住まいの方で、当事業所のサービス提供が承認され利用を実施した場合は、お住まいと事業所との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。	①事業所から片道概ね30km未満 500円	
		②事業所から片道概ね30km以上 1,000円	